

有田川町の 財政事情

問吉備庁舎財務課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項および第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

平成29年度においても 町の財政の判断指標の評価は「健全」。

しかし、地方交付税などの依存によるところが大きく、合併から10年以上が経過することから、合併の特例による恩恵も徐々に減っています。

今後、地方債などの負債の減少、職員数の適正化や水道・下水道といった公営企業の健全な経営が重要になってきます。

有田川町の現状

①実質赤字比率
一般会計などの実質赤字額の標準財政規模に対する割合。平成29年度決算では、実質収支額が黒字のため、赤字額はありません。

「財政健全化団体」になつた場合は「財政健全化計画」を、⑤の基準を超えた場合は「経営健全化計画」を策定し、それぞれの計画に従つて、財政の健全化に取り組むことになります。

また、財政再生基準（レッドカード）を超えて、財政破綻状態である「財政再生団体」になつた場合は「財政再生計画」を策定し、国や県の関与による確実な財政の再生が求められます。

健全か否かの指標

「健全化判断比率」「資金不足比率」は、地方公共団体の財政が健全かをチェックするための指標です。

表に記載している①～④の比率について「早期健全化基準（イエローカード）」を超えて「早期健全化団体」になつた場合は

（イエローカード）」を超えて「早期健全化基準

| 有田川町の健全化比率など (単位: %) | | ③実質公債費比率 | |
|----------------------|---------------|----------------------|--------------------|
| | | 早期健全化基準 (イエローカード) | 財政再生基準 (レッドカード) |
| ①実質赤字比率 | 発生していないため比率なし | 13.33 | 20.00 |
| ②連結実質赤字比率 | 発生していないため比率なし | 18.33 | 30.00 |
| ③実質公債費率 | 11.3 | 25.00 | 35.00 |
| ④将来負担比率 | 15.0 | 33.1 | 350.00 |
| ⑤資金不足比率 | 発生していないため比率なし | 20.00 | |

金の水準を測る指標で、一般会計などが負担するすべて

③実質公債費比率

公債費（借入金の元利償還

②連結実質赤字比率

一般会計などに加え、公営企

業会計を含めたすべての会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標。①

と同様、赤字額はありません。

事業に係る地方債の元利償還金が増加傾向にあるため、比率が1.0ポイント上りました。

交付税算入率の高い有利な起債を中心として発行していますが、合併特例債や公共下水道

の会計の公債費の標準財政規

模に対する比率。
一般会計などに加え、公営企業会計・一部事務組合・広域連合・土地開発公社・第三セクターなどを含めた負債のうち、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標。

④将来負担比率

一般会計などに加え、公営企

業の実施によって地方債残高の抑制が必要です。
地方債残高が減少し、財源になる基金が大幅に増加したことで1.1ポイント改善されました。またが、今後も計画的な事業の実施によって地方債残高に資金不足が生じていません。

⑤資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率。平成29年度もすべての公営企業会計に資金不足が生じていません。